

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月7日

京都市長 門川大作

京都市規則第72号

京都市職員給与条例施行細則の一部を改正する規則

京都市職員給与条例施行細則の一部を次のように改正する。

第15条の2第2項中「249,100円」を「250,400円」に改める。

別表第7備考以外の部分中「249,800」を「250,400」に、

「		「	
247,200		247,800	
244,600		245,200	
242,000		242,600	
239,400		240,000	
236,800		237,400	
224,800		225,400	
212,900		213,500	
200,900		201,500	
189,100		189,700	
177,300	を	177,900	に、「50,300」を「50,500」に、
162,900		163,500	
148,600		149,200	
134,300		134,900	
120,000		120,600	
105,000		105,600	
90,200		90,800	
75,000		75,600	
55,900		56,500	
37,500		38,100	
」		」	

「

48,500
46,700
44,900
43,100
41,300
39,500
37,700
35,900
34,500
33,100
31,700
30,300
28,900
27,500
26,100
25,500
24,900
23,900
23,300
22,700
22,100
21,500
20,700
20,400
20,000
19,400
18,500
17,600

を

「

48,700
46,900
45,100
43,300
41,500
39,700
37,900
36,100
34,700
33,300
31,900
30,500
29,100
27,700
26,300
25,700
25,100
24,100
23,500
22,900
22,300
21,700
20,900
20,600
20,200
19,600
18,700
17,800

に改める。

16,900
--------

17,100
--------

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分等)

2 この規則による改正後の京都市職員給与条例施行細則第15条の2第2項の規定は平成26年4月1日から、同規則別表第7の規定は平成27年4月1日から適用する。この場合において、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間における同項の規定の適用については、同項中「250,400円」とあるのは、「249,800円」とする。

(行財政局人事部給与課)